

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集 第35次改訂版

【正誤表その2】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。該当箇所をご確認ください。

対象箇所：通達 1 別添4「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」

| 訂正箇所 | 正 | 誤 |
|---------------------------|--|--|
| 第16条(販売の方法の基準) 関係 P.34 | 1. 第2号中の「その旨」については、次のように行うものとする。 (1) 明示すべき事項は、「充てん期限○-□」(○は年、□は月を示す。)とする。年については西暦年4桁とし、月については、次回の再検査を受けないで液化石油ガスを充てんできる最終日を含む月とする。高圧ガス保安法第48条第5項の特別充てん許可を受けている容器であって、再検査期限よりも特別充てん期限が短い容器については、特別充てん期限を充てん期限として明示する。 (2)~(3) 略 | 1. 第2号中の「その旨」については、次のように行うものとする。 (1) 明示すべき事項は、「充てん期限 平 ○-□」(○は年、□は月を示す。)とする。年については西暦年4桁とし、月については、次回の再検査を受けないで液化石油ガスを充てんできる最終日を含む月とする。高圧ガス保安法第48条第5項の特別充てん許可を受けている容器であって、再検査期限よりも特別充てん期限が短い容器については、特別充てん期限を充てん期限として明示する。 (2)~(3) 略 |
| | 網掛け()部分は、削除箇所。 | |